

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2025年11月10日
【会社名】 ニッコンホールディングス株式会社
【英訳名】 NIKKON Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 黒岩 正勝
【本店の所在の場所】 東京都中央区明石町 6 番17号
【電話番号】 03(3541)5330 (代)
【事務連絡者氏名】 代表取締役常務執行役員 奄田 泰典
【最寄りの連絡場所】 東京都中央区明石町 6 番17号
【電話番号】 03(3541)5330 (代)
【事務連絡者氏名】 代表取締役常務執行役員 奄田 泰典
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【提出理由】

当社は、2025年5月16日付でFarallon Capital Asia (HK) Limited（以下「Farallon」といいます。）との間で、株主が当社との間で定めた株式保有割合を超えて当社の株式を保有することを制限する旨の合意を含む契約（以下「原契約」といいます。）を締結しておりましたが、2025年11月7日、Farallonとの間で、原契約を変更する旨の変更合意書（以下「本契約」といいます。）を締結いたしました。本臨時報告書は、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の3の規定に鑑み、いわゆる実質株主との間の合意として、任意に提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該契約を締結した年月日

2025年11月7日

(2) 当該契約の相手方の名称及び住所

名称	Farallon Capital Asia (HK) Limited
住所	Two International Financial Centre, Suite 5701 8 Finance Street, Central, Hong Kong

注： Farallonによれば、Farallonの関係会社であるFarallon Capital Management, L.L.C.が、当社の株式を実質的に保有しているとのことです。

(3) 当該合意の内容

原契約において、当社は、Farallonが、自ら又はFarallon関係者をして、制限期間中（注）、名義の如何を問わず、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定める意味を有します。）を取得させないことを合意していました。

（注）原契約における「制限期間」とは、原契約締結日から当社の2026年3月期中間期決算公表日（以下「中間決算公表日」といいます。）又はFarallonから推薦された社外取締役候補者（以下「推薦候補者」といいます。）が当社の取締役を退任した日のいずれかのうち最も早い日までの間をいい、当社が設置する予定の社外取締役（推薦候補者を含む。）のみで構成される特別委員会（以下「本委員会」といいます。）が中間決算公表日までに本委員会の不動産保有・管理・運営方針の見直しに関する検討の結果及び取締役会に対する具体的提言の公表に向けた検討状況について一定の中間報告（以下「本委員会中間報告」といいます。）を公表した場合、当社及びFarallonは、制限期間を2025年12月31日又は推薦候補者が当社の取締役を退任した日のいずれかのうち最も早い日まで延長することについて誠実に協議することとされています（Farallonは、本委員会が実務上合理的な水準の検討を行っている限り、合意を拒絶、留保又は遅滞しないものとされています。）。

今般、当社が中間決算公表日までに本委員会中間報告を公表したことを踏まえ、当社は、Farallonとの間で、原契約の定めに従い、制限期間を、原契約締結日である2025年5月16日から2025年12月31日又は推薦候補者が当社の取締役を退任した日のいずれかのうち最も早い日まで延長することを合意いたしました。